

「若年者・非正規雇用労働者」の 採用や人材育成および企業内でのキャリアアップ に取り組む事業主の皆さまを様々な施策で支援します

厚生労働省では、若年者・非正規雇用労働者の雇用支援策として、以下の事業を新たに実施しています。

事業主の皆さまがこれらの取組みを実施することにより、労働者の士気・能力の向上等を通じた**企業の生産性の向上、優秀な人材の確保・定着**が期待できます。支援策の主な内容は以下のとおりです。

施策名	対象	取組内容	支援
若者応援企業 宣言事業(※1)	若者の採用・育成に積極的であり、詳細な企業情報・採用情報を公開する中小・中堅企業	ハローワークに学卒求人・一般求人を提出し、「宣言基準」を満たした企業を「若者応援企業」として、提出された求人を「若者応援企業求人」として公開	・重点的に若者とのマッチング ・労働局のホームページに「若者応援企業」として企業名等を掲載し、PR
若者チャレンジ 奨励金(※2) (若年者人材育成・ 定着支援奨励金)	35歳未満の非正規雇用の若者を雇い入れる事業主 (紹介予定派遣も可)	自社内の正社員として雇用することを前提に、自社内での実習(OJT)と座学(Off-JT)を組み合わせた訓練(*)を実施 (*)有期実習型訓練の拡充版です。	助成金の支給
非正規雇用 労働者育成 支援奨励金 (※3) (日本再生人材 育成支援事業)	非正規雇用労働者(年齢不問)の人材育成を行う重点分野等の事業主	一般職業訓練(Off-JT)または有期実習型訓練(Off-JT+OJT)を実施(*) (*)重点分野等の事業主を対象としたキャリアアップ助成金「人材育成コース」のより手厚い助成措置です。	助成金の支給
キャリアアップ 助成金(※3)	非正規雇用労働者(年齢不問)の企業内でのキャリアアップを行う事業主 (業種不問)	人材育成を含むより包括的な企業内でのキャリアアップに向けた取組を実施 ・正規雇用等転換コース ・人材育成コース ・処遇改善コース ・健康管理コース ・短時間正社員コース ・短時間労働者の労働時間延長コース	助成金の支給

※1 「若者応援企業」の名称の使用期間は求人の提出日から原則、その事業年度末までとなりますのでご注意ください。

※2 若者チャレンジ奨励金は、平成25年度末までの時限措置であり、予算額の範囲内での支給となりますので、予算額に達した場合は、中止となります。ご注意ください。

※3 非正規雇用労働者：有期契約労働者、短時間労働者および派遣労働者等。
活用に当たっては、事業所ごとに「キャリアアップ管理者」の配置および「キャリアアップ計画」の作成が必要になりますのでご注意ください。

各施策を活用する上で必要な要件については、**施策ごとのリーフレット**またはお近くの都道府県労働局・ハローワークへお問い合わせください。

